

■議案第108号 四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条第2号に規定する助成額の算定方法の例について、厚生労働省の告示名となっている「診療報酬の算定方法」に改めるものです。

なお、診療報酬については、今後も様々な改正が予想されますので、改正ごとに条例を改正する必要があるように告示名を引用することとしました。

【改正内容】

第4条第2号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法」に改める。

【新旧対象表】

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正

改正後	改正前
(助成額等) 第4条 (略) 2 前項の医療に要する費用の額は、 <u>診療報酬の算定方法の例</u> により算定した額及び健康保険法等の規定により知事が定める看護料の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	(助成額等) 第4条 (略) 2 前項の医療に要する費用の額は、 <u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）の例</u> により算定した額及び健康保険法等の規定により知事が定める看護料の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。